# いぶりの社会福祉



▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

● 少子高齢化、障がい者の社会参加、社会経済情勢の変化などにより、地域に住む人々の福祉に対するニーズは多様化し、また、社会保障制度の枠組みが変化する中、「安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現」に向け、福祉サービスを提供するための基盤づくりを進めています。

## １　高齢者に対する福祉

● 胆振管内の高齢化は全道平均を上回るペースで進行しており、支援を必要とする認知症やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれています。

**◎管内及び全道の高齢者人口の推移**　（平成２２年以前は各年１０月１日時点の人口、以降は１月１日時点の人口）

| 年 | 胆振管内 | | 全道 | |
|---|---|---|---|---|
| | 65歳以上人口 | 総人口に占める割合 | 65歳以上人口 | 総人口に占める割合 |
| 平成7年 | 68,174 | 15.2 | 836,943 | 14.6 |
| 平成12年 | 84,058 | 19.3 | 1,031,552 | 18.2 |
| 平成17年 | 98,551 | 23.1 | 1,205,692 | 21.4 |
| 平成22年 | 109,439 | 26.1 | 1,344,946 | 24.4 |
| 平成27年 | 121,835 | 30.0 | 1,513,151 | 28.0 |
| 平成30年 | 129,345 | 32.8 | 1,617,164 | 30.5 |
| 令和 3年 | 131,349 | 34.5 | 1,667,095 | 32.1 |
| 令和 4年 | 131,414 | 34.9 | 1,672,451 | 32.5 |
| 令和 5年 | 130,383 | 35.2 | 1,669,002 | 32.8 |
| 令和 6年 | 129,423 | 35.5 | 1,666,280 | 33.1 |
| 令和 7年 | 128,262 | 35.8 | 1,662,441 | 33.4 |

・ 平成１７年までは国勢調査、平成２２年からは管内高齢者人口の市町村報告による。

● 高齢化の進行や老後の介護についての不安などを背景として、「介護を国民皆で支え合う」という考えのもと、平成１２年４月にスタートした介護保険制度は、年々、要介護認定を受ける方や介護サービスを利用する方が増えており、高齢者を支える制度として定着しています。

● 介護保険制度において、要介護者等からの相談、ケアプランの作成などで要（かなめ）となる介護支援専門員の養成や資質の向上を図っています。

● 介護保険制度では、各市町村において３年を一期とする介護保険事業計画を策定し、介護サービスの見込み量やサービスの確保のための基盤整備の方法、保険料額等を定めています。道では、この計画を支援するため、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定し、現在、第９期計画（令和６年度から３カ年）を推進しています。

**◎介護サービス事業所等の状況**　（令和８年３月３１日現在）

| | 福祉系サービス | | 医療系サービス | | 地域密着型サービス事業所数 | 居宅介護支援事業所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 居宅サービス事業所数 | 施設サービス事業所数 | 居宅サービス事業所数 | 施設サービス事業所数 | | |
| 室蘭市 | 50 | 4 | 16 | 3 | 40 | 17 |
| 苫小牧市 | 109 | 9 | 49 | 9 | 83 | 42 |
| 登別市 | 27 | 2 | 15 | 2 | 14 | 10 |
| 伊達市 | 17 | 4 | 13 | 4 | 12 | 7 |
| 豊浦町 | 2 | 1 | 3 | 1 | 5 | 2 |
| 壮瞥町 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 白老町 | 15 | 3 | 5 | 2 | 10 | 6 |
| 厚真町 | 3 | 1 | － | － | 5 | 2 |
| 洞爺湖町 | 7 | 3 | 4 | 1 | 6 | 3 |
| 安平町 | 7 | 1 | － | － | 6 | 2 |
| むかわ町 | 8 | 2 | 3 | － | 5 | 5 |
| 合計 | 247 | 31 | 111 | 23 | 187 | 97 |

## ２　障がい児・者に対する福祉

● 障がいのある人もない人も、それぞれの地域で共に暮らすノーマライゼーション社会の実現をめざしています。

このため、障がい者等が地域において自立した生活を営むために必要なサービスを、福祉・保健・医療等の関連分野と連携し、乳幼児・学齢期から高齢期の人生の各段階において、切れ目なく総合的に提供できるよう支援体制の構築を進めています。

● また、障がい者が地域で暮らせる社会、障がい者の自立と共生の社会を実現するため、平成２５年４月に「障害者総合支援法」が施行され、市町村が主体となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象として、介護給付、訓練等給付の福祉サービスや自立支援医療などの給付により、障がい児・者の生活支援、就労支援などを提供しています。

● 北海道では、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりをめざし、障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進を目的とした「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）を平成２２年４月１日から完全施行しており、同条例第４１条に基づき、平成２２年４月から『胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会』を設置しています。

▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼▲▼

● 道では、「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」を策定していましたが、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、新たに「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を令和６年３月に策定しました。

**◎障がい福祉サービス事業所等の状況**　（令和８年３月３１日現在）

| | 訪問系サービス事業所数 | 日中活動系サービス事業所数 | | 居住系サービス事業所数 | 障害者支援施設数 | 相談支援事業所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 就労系サービス事業所数（再掲） | | | |
| 室蘭市 | 12 | 22 | 14 | 4 | － | 4 |
| 苫小牧市 | 45 | 74 | 41 | 28 | 8 | 16 |
| 登別市 | 6 | 14 | 11 | 8 | － | 1 |
| 伊達市 | 5 | 34 | 10 | 8 | 5 | 4 |
| 豊浦町 | － | 4 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 壮瞥町 | － | 4 | 4 | 2 | － | 1 |
| 白老町 | 2 | 17 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| 厚真町 | － | 3 | 1 | － | 1 | 1 |
| 洞爺湖町 | 2 | 9 | 4 | 2 | 1 | 1 |
| 安平町 | 2 | 2 | － | 1 | 1 | － |
| むかわ町 | － | 5 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 合　計 | 74 | 188 | 92 | 59 | 24 | 34 |

## ３　低所得者等に対する福祉

● 社会福祉課は、社会福祉法に基づく福祉事務所の役割を担っており、管内の郡部に在住し生活に困窮している全ての方を対象として、生活保護法による必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援しています。

● 保護率は、１４振興局の中で６番目に高い状況となっていますが、被保護世帯の減少等により、平成２５年５月をピークに減少傾向にあります。

**◎生活保護受給者の推移（胆振管内分）**

| 年　度 | | 人　口 | 被保護実世帯数 | 被保護実人員 | 保護率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成25年度 | 郡部 | 57,977 | 962 | 1,305 | 2.25 |
| | 市部 | 351,912 | 7,918 | 11,140 | 3.17 |
| | 合計 | 409,889 | 8,880 | 12,445 | 3.04 |
| 平成30年度 | 郡部 | 53,029 | 851 | 1,110 | 2.09 |
| | 市部 | 338,986 | 7,899 | 10,434 | 3.08 |
| | 合計 | 392,015 | 8,750 | 11,544 | 2.94 |
| 令和７年度 | 郡部 | 46,646 | 796 | 989 | 2.12 |
| | 市部 | 308,302 | 7,379 | 9,150 | 2.97 |
| | 合計 | 354,948 | 8,175 | 10,139 | 2.86 |

※人口については、各年度 12月末現在

※被保護実世帯数、被保護実人員及び保護率については、各年度3月の数値

## ４　社会福祉施設の設置状況

● 少子高齢化、障がい者の社会参加、核家族や女性の社会進出の増加など、地域社会を取り巻くニーズの変化に対応し、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスの確保や地域づくりに向け、社会福祉施設の整備が進められています。

● 社会福祉施設とは、高齢者、障がい者、児童等の援護や育成等のための生活や訓練の場として、法令等に基づき一定の基準のもとに整備され、特に運営主体を限定されているもの以外は、社会福祉法人をはじめ様々な主体により運営されています。

● 介護保険制度や障害者総合支援法においては、社会福祉施設のうち介護給付等の対象となる施設等を指定するとともに、関係法令に基づき指導監査を行い、適正かつ円滑な運営の確保に努めています。

**◎主な社会福祉施設の設置状況**　（令和８年３月３１日現在）

| 施　設　種　別 | | 胆振管内 | |
|---|---|---|---|
| | | 施設数 | 定員（名） |
| 老人関係施設 | 養護老人ホーム | 5 | 360 |
| | 特別養護老人ホーム | 31 | 2,184 |
| | 軽費老人ホーム | 23 | 1,218 |
| 障害関係施設 | 障害者支援施設 | 24 | 1,151 |
| 児童関係施設 | 児童養護施設 | 1 | 34 |
| | 保育所 | 81 | 7,926 |
| | 障害児入所施設 | 2 | 60 |
| | 児童心理治療施設 | 1 | 50 |